

調査の概要

1 調査の目的及び根拠

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とします。

当該調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として、特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）によって、毎年実施しています。

2 調査の期日

平成21年特定サービス産業実態調査は、平成21年11月1日現在で実施しました。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間です。

3 調査の範囲

平成21年特定サービス産業実態調査は、日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に掲げる小分類のうち、主として経済産業省所管である下記22業種の業務（事業）を主業として営む事業所を対象に調査を行いました。

前年調査からの継続15業種として、①ソフトウェア業（日本標準産業分類に掲げる小分類391）、②情報処理・提供サービス業（同392）、③インターネット附随サービス業（同401）、④各種物品賃貸業（同701）、⑤産業用機械器具賃貸業（同702）、⑥事務用機械器具賃貸業（同703）、⑦自動車賃貸業（同704）、⑧スポーツ・娯楽用品賃貸業（同705）、⑨その他の物品賃貸業（同709）、⑩デザイン業（同726）、⑪広告業（同731）、⑫機械設計業（同743）、⑬計量証明業（同745）、⑭機械修理業（電気機械器具を除く）（同901）、⑮電気機械器具修理業（同902）を対象に調査を行いました。

また、新規7業種として、①冠婚葬祭業（同796）、②映画館（同801）、③興行場（別掲を除く）、興行団（同802）、④スポーツ施設提供業（同804）、⑤公園、遊園地・テーマパーク（同805）、⑥学習塾（同823）、⑦教養・技能教授業（同824）を対象に調査を行いました。

4 用語の説明

（1）事業所数

平成21年11月1日現在の数値です。

（2）従業者数

平成21年11月1日現在の数値です。

従業者数とは、事業所に所属している者で、「個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」及び「臨時雇用者」の総計をいいます。別経営の

調査の概要

事業所に派遣している人（送出者）を含み、別経営の事業所から派遣されている人（受入者）を含みません。

（3）事業従事者数

平成21年11月1日現在の数値です。

事業従事者数とは、事業所の従業者数から別経営の事業所に派遣している人を除き、別経営の事業所から派遣されている人を含めた人数の計です。

（4）年間売上高

平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額です。

（5）リース及びレンタル

物品賃貸業の「リース」とは、物件の利用期間が1年以上で、契約期間中に解約の申し入れができないものをいいます。

物品賃貸業の「レンタル」とは、物件の利用期間が1年未満等、リース以外のものをいいます。

5 調査方法

調査方法は、県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び収集を行っています。

6 その他の注意事項

（1）集計結果は、標本調査で拡大推計して集計後に四捨五入しているため、総計と内訳の合計とは一致しない場合があります。 標本設計、抽出方法及び推計方法等の詳細については、経済産業省経済産業政策局調査統計部による「平成21年特定サービス産業実態調査報告書」を参考にして下さい。

（2）「映像情報制作・配給業」「クレジットカード業、割賦金融業」「音声情報制作業」「新聞業」「出版業」「映像・音声・文字情報に付随するサービス業」の6業種については、企業調査のため、都道府県単位での集計・公表は行っていません。

（3）本調査結果の概要に使用している記号は次のとおりです。

「－」…… 該当数値がないもの

「0」…… 単位未満のもの

「▲」…… マイナス数値を表しているもの

「X」…… 1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿したもの

「…」…… 回収標本数が少ないために表章できないもの

（4）ここに公表する結果は、経済産業省経済産業政策局調査統計部による「平成21年特定サービス産業実態調査報告書」のうち、福岡県内の事業所に係る調査結果を集計したものです。